

令和3年1月8日（金）午前9時30分より、1月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場2階協議会室にて開催した。

議題 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（県許可）  
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）  
議案第4号 農用地利用集積計画における所有権移転について（推進機構）  
議案第5号 令和3年度大刀洗町農用地利用集積計画（案）（6月分）について  
議案第6号 あっせん申し出について  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について  
報告第2号 和解の仲介結果について  
その他

次回農業委員会開催期日 （予定）令和3年2月10日（水） 午前9時30分より

【出席委員】 1番 溝上勝久 2番 長野信光 3番 白石和寿  
5番 黒岩正秋 6番 棚町豊 7番 中原 實 8番 牟田直行  
9番 中村順治 10番 樋口安子 11番 柳 繁彰  
12番 秋吉一男 13番 平田美穂 14番 井口正信 15番 廣瀬重徳  
16番 棚町貞良 17番 今村敏和 18番 河野政之 19番 松本清美

【欠席委員】 4番 手嶋竜一

事務局 佐々木 大輔 野口 福恵 辻 清人

議長 柳 本日の議事録署名人は12番、13番の方をお願いします。

事務局 野口 （付議事項の朗読）

付議事項 （議事録署名委員の指名12番、13番）

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 ほか1名より、農地の転用に伴う所有権移転の許可申請が農地法第5条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 より、農地の転用に伴う所有権移転の許可申請が農地法第4条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）

●●氏 ほか1名より、農地の転用に伴う許可申請が農地法第3条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第4号 農用地利用集積計画における所有権移転について（推進機構）  
議案第5号 令和3年度大刀洗町農用地利用集積計画（案）（6月分）について  
議案第6号 あっせん申し出について  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について  
報告第2号 和解の仲介結果について  
その他

議長 柳 それでは、議案第1号1番の説明をお願いします。

事務局 野口 議案第1号1番の関係人がまだ来られてないため、先に議案第2号から審議をお願いしてもよろしいでしょうか。

議長 柳 それでは、議案第2号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号 農地法第4条1番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は通路になります。隣地を転用申請する際に、この1筆が農地だったことが分かり、息子の家と行き来をするための通路として舗装してしまっていた箇所の違法状態を解消するための申請となります。申請地は、都市計画法の用途区域内の準住居地域で第3種農地判断となります。雨水は自然流下により全面道路の側溝に流れるそうです。被害防除措置としてはフェンス付きのコンクリートブロックを設置される予定です。資金計画、見積書等は既に舗装されてしまっているためありません。始末書が出されており、20年程前から通路として使用されていたと聞いております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

6番 棚町委員 特にありません。

議長 柳 20年程前であれば農地法改正前の話でもありますし、これが最近の農地法改正以降の話であればダメよとなりますが、他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。  
それでは、議案第1号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条2番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は貸露天駐車場となっています。  
申請地は、周囲が宅地に囲まれた農地であるため、第2種農地判断となります。雨水は前面道路への自然流下となっています。被害防除措置としては砕石を敷均し十分に締め固める計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

17番 今村委員 特にありません。将来的には手前の家の部分も使って一体利用をされるという話は聞いております。決定ではありませんが。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。

16番 棚町委員 貸露天駐車場とありますがどういうことですか。

事務局 辻 所有されている個人と経営する会社との契約で賃貸借契約が結ばれております。

10番 樋口委員 私も実はそういうことをしております。経営主として会社から個人に支払いがなされております。あくまでも代表取締役や会社の社員さんの所有物をお借りする時は駐車場代としてお支払いができますので。

議長 柳 他にご質問等はありませんか。それでは採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条1番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は自己用住宅になります。

申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地判断となります。雨水は北側道路の側溝へ放流し、上下水道は道路に埋設されております既存の管に接続する計画です。被害防除措置としては、既存のコンクリートブロック積（2段）及び新設のコンクリートブロック（1段）を設置する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。なお、計画図にありますコンクリートブロック1段の新設箇所については、既に設置がなされており、許可前に事前着工してしまっている状態です。その件について始末書が提出されております。後程行政書士と施行業者から説明をしていただきます。

事務局 野口 ここは25日に県と現地確認に行ったところ既にされていました。その後県から途中で止めないと転用の許可は出せないと言われていました。その時点で行政書士にも連絡をしていましたが、年明け行ってみたら完了していました。何十年も前にやっていたようなケースではなく、これからするところをやっているという点を踏まえて事務局としては審議していただきたいと思っています。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

9番 中村委員 まず12月9日に話を聞いて行政書士と現地確認をしております。東側にコンクリートブロックを1段つく計画だと言われました。何で周りにブロックをついているのかと尋ねました。そしたら境を出すためと言われました。この申請地の排水箇所は今年の大水の時も水位が上がり、道も見えなくなる程大変なことになっていましたので、泥の流れを防ぐためにも西側にもう1段ブロックをついていただくようお願いをしました。しかし、境を出しているためこれ以上ブロックをつくる必要はないと言われました。17日に役場で野口さんに相談をしておりました。県の方とお話をしますので大丈夫ですよとのことでした。また、12月25日に役場の辻さんから連絡があり、申請地にブロックをついているとのことでした。早速現場を見に行きましたが、その時は作業を一時中断されておりました。午後、行政書士さんか

ら連絡があったので、許可なくブロックをつくのは止めてくれと言いました。行政書士さんも業者に話すと言われておりました。しかし、話を一向に聞いてもらえませんでした。年が明けて役場に連絡しましたら、皆さんに審議をしてもらうとのことでした。今回は何でもかんでもおかしくなっておりますので、皆様のご審議をお願いします。

議長 柳 これを受けて皆さんからご質問等がありますでしょうか。

13番 平田委員 場所的にどこから流れるから困るとかこのブロックとか教えていただけますか。

9番 中村委員 東側に1段ブロックをつくのであれば、排水路になるので西側にももう1段ブロックをついてくれとお願いをしました。掃除をするのが土木になるので大変になると。区長に話しにいったら無条件で承諾したと。ここは誰がブロックを開けて掃除をするのだと。現地を見ると2段のブロックはついてありますが。

13番 平田委員 それだと低いということですか。

9番 中村委員 泥を扱って家を建てたり工事をしたりすると、大水が入ることは分かっている箇所ですので泥が入ってしまいます。用水も入っておりますし。お金がかかるのは分かりますが、反対側に1段つくのであればこちらもあげてほしいと思ひまして言いました。作業をする前に境のブロックを変えたりしていたしましたので。

事務局 野口 25日の時点では境を出すためと言っていた場所を崩していたが、申請地の計画ブロックまで新設されてしまっていたということです。

10番 樋口委員 これ以上すると許可が出せなくなると言われていたのにも関わらず、工事が終わってしまっているのであれば許可が出せないということですよ。不許可ということではよろしいのですか。

議長 柳 ブロックを外しなさいと。全部元に戻せば出しても良いですよという話です。

事務局 野口 農業委員会としては元に戻すまでは許可は出せませんと言っていたとしても問題ありません。

10番 樋口委員 畦とか境界を出す時にブロックで境界を出すところもあると思います。境界を出しました、そのためのブロックですと言われたらどうするのですか。

事務局 野口 隣地も同じ所有者なので一体として利用されており境界ははっきりしていなかったようです。

18番 河野委員 ちょっと良いですか。その付近で境界をはっきりさせるためにブロックをついたということは一理ありますが、野口さんの説明を受けると、工事を進めた場合には許可は出せませんよという話は伝えていたのですよね。

事務局 野口 農林から言われていましたので、行政書士には伝えて業者にも伝わっていたはずですよ。

18番 河野委員 そうすると行政書士や不動産はプロですので、こういうことをしたら申請が通らないということは分かりきっていることです。それを無視しているのであれば大刀洗町の農業委員会は相当なめられています。私たちにかける前にあなた達はどう思われましたか。指導をしておりますながら無視していることに問題があると私は思いま

すが。

17 番 今村委員 田んぼとかにコンクリート畦畔を作っているところはどのような位置づけになるのですか。違反になるのでしょうか。そのような場合も考えて農業委員会として判断する必要があるのではないかと思います。

議長 柳 一人一人の波状攻撃ではなく自分で考えて判断してください。それでは行政書士の方を呼んでください。

(行政書士・発注業者入室)

始末書が出されておりますが、何故始末書を出されたのか説明をお願いします。

行政書士 まず境界ブロックを事前にしていたところの境界が間違っているということが分かりましたので、地主さんの方からその境界をやり直すということで工事の手配がなされておりました。転用後にブロックをしなければならないところですが、買い主さんより売り主さんの方にブロックの業者を紹介して下さいという話があり、それを手配したうちにブロックの手直しと同時にしてしまったというものになります。

議長 柳 事務局から許可が出てからしなさいという話を聞いていましたよね。始末書は自分が悪いから書いているのですよね。罪があると認めているのですよね。事務局からこれ以上やると許可が出ないという話も聞いていましたよね。

行政書士 事前着工は当然してはいけないことですので。

議長 柳 許可が出た後にしてくださいという話です。発注業者さんもそうですよね。

発注業者 通常はそうです。

議長 柳 通常じゃない。許可が出ないことには着工しちゃいかんのですよ。

発注業者 ここじゃないです。問題は。去年、何十年も黙認の中で砂利を引いていたところを申請して始末書を書いて許可されているところがあります。

議長 柳 平成21年～24年頃に法律が非常に厳しくなっております。宅建業を取り扱っているのであれば農地法のことにも試験に出るはずで当然知っているはずですよ。知っておいてやるというのはどうしようもないことです。罪が重くなりますよ。確信犯ですよ。行政書士さんも2回目になると思いますが、してはいけませんよ。

18 番 河野委員 プロなのになんでそんなことするのですか。みんな困っていますよ。

議長 柳 私が言っていますので横から言わないでください。今回が2回目ですが3回目はありませんよ。もう1つ言っておきます。平成21年に農地法が厳しくなり、20haから10haに厳しくなり許可してはいけませんよとなっております。行政書士さんは始末書じゃ当然通らないことをご存知ですよ。今日審議して許可が出るのが25日以降。それからしかしてはいけないのです。

18 番 河野委員 発注業者さんから以前農地を埋め立てて申請したら許可されたという話をされていましたが、申し訳ないのですが、あなたは不動産業ですよ。これくらいの認識しかないのですよ。人がしているからするじゃなくて。

発注業者 私がいいよるのは他の所は始末書で済んでいるのになんでここだけ始末書だけでは済まないのですか。

- 18 番 河野委員 人がしているからという話はおかしいでしょ。  
発注業者 おたくはなんとおっしゃるのですか。
- 18 番 河野委員 河野と言っているじゃないですか。  
発注業者 この地区担当ではないのですよね。
- 18 番 河野委員 そうです。農業委員です。不動産してればこのくらい分かりますよね。  
発注業者 境界だけは許可が出てからでないといけないとは言っていました。
- 18 番 河野委員 事務局からもきちんとと言われておりながらやったことが問題なのですよ。許可が出てからはしても良いのにその前にしてしまったらダメですよ。
- 10 番 樋口委員 事務局からこのままでは許可が出ませんよと聞かれているのですよね。そう言われても工事をしてしまっているのですよね。
- 行政書士 いや工事はもうしてしまっていたのを後から気が付きました。
- 10 番 樋口委員 いえ事務局からは途中だと聞いています。何故そこで止めなかったのですか。違法だと分かりきってするのはおかしいじゃないですか。ブロックを撤去することもできるはずですよ。私達は農地を守るために日々農業委員として頑張っております。始末書を出してオッケーがもらえたから次も始末書を出せば済むということは絶対にありません。本来であればこれは総会にかけられる案件でもないと思っています。農業委員として意見を言っております。あなた方もプロであれば2度とこのようなことはないようにしてください。
- 議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ私から条件を付けます。ダメよと言われたところのブロックを撤去してください。お金はかかってしまうと思いますが。私の方が相当譲歩しております。
- 発注業者 その旨伝えておきます。解体まで必要でしょうか。
- 議長 柳 ダメよと言われた箇所を元に戻してください。元に戻ってから判断します。
- 発注業者 撤去させます。どこの箇所になりますでしょうか。
- 事務局 辻 計画図面の東側のブロック1段になります。  
(行政書士・発注業者退室)
- 13 番 平田委員 今から判断するにあたって中村さんが言われていた西側のブロックは今回の件では別問題ということで良いのですよね。
- 議長 柳 事務局が指摘していた箇所のみで大丈夫です。
- 10 番 樋口委員 本当はブロックをのこして元に戻した状態で改めてもう1回申請を出してもらいたいというやり方を取りたいと思いますがどうですか。
- 18 番 河野委員 その通りじゃないですか。
- 13 番 平田委員 それからもう1つ。先ほど今村さんが言われていたコンクリート畦畔ですが、私達は許可なしでも大丈夫なのですよ。
- 17 番 今村委員 私もよく理解できてないのであれですが。今回の申請は家を建てるためのブロックで問題となっているのですよね。畑と畑で杭しなくて境界がはっきりしないために、境界にコンクリートブロックを設置しましょうやとなった時にどういった申請

許可がいるのですか。

議長 柳 そのような場合であれば申請は必要ないと思います。町も入らないはずです。

10 番 樋口委員 地権者同士の了解の下にブロックの設置ができるのではないですか。

13 番 平田委員 これもそのようなつもりだったと言えば認められてしまうのではないのではないですか。

議長 柳 畑と畑だったら問題ないかと。今回は転用、宅地化するという話なので。

17 番 今村委員 転用前にそれをしとけば良かったかもしれませんが。ただし最近農業委員会が軽く見られていると思われるということです。原則通りにきちんと元に戻してから判断するのが良いと思います。

議長 柳 担当委員さんで見てもらってきちんと撤去されていたら事務局に連絡し、それからもう1度書類を提出してもらい受け付けてもらうということはどうでしょうか。

事務局 佐々木 遅れまして申し訳ございません。今だいたい意見がまとまってきたようですが、書類を再提出させるということで事務局としてもよろしいかとは思っております。特に今回の場合は、悪気がないようには思えなく、悪質性も見られますので、皆様の意見を尊重したいと考えます。

議長 柳 それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。誰もいないということで、不許可相当で再提出ということにさせていただきます。それでは、議案第3号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号1番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 畑1筆908㎡の売買で15万円となっています。あっせんがなされていた分です。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さんから何かありませんか。

16 番 棚町委員 金額は安いですが、所有者が農業を辞めるということで、買い手を探しており、隣の人が買ってくれるということでこの価格となっております。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第3号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号2番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 田1筆1,169㎡の売買で20万円となっています。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さんから何かありませんか。

3 番 白石委員 耕作者が30年以上耕作をされている農地でして、所有者が無料であげるという話でしたが、それではいかんだろうということでこの価格での売買となっております。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第4号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第4号 農用地利用集積計画における所有権移転申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 田3筆2, 114㎡の売買で1,078,140円になります。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。

3番 白石委員 推進機構での売買の場合、価格はお互いで決めるのですか。

事務局 野口 お互いで決められた金額となっています。評価証明も見られます。今回の農地については、1度推進機構での売買が進んでいたものになりますが、推進機構に渡る前に所有者が亡くなってしまい、途中で終わって破棄になってしまいました。相続の手続きができたため、またスタートラインに立ったものになります。既に買い手の方は作付けをされています。買い手の方とは親戚関係になるそうです。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第5号の説明をお願いします。

<事務局 議案第5号 令和2年度 大刀洗町農地利用計画(案)(6月分)の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 中間管理機構を利用して利用権設定がなされた一覧になります。

議長 柳 担当地区の確認をお願いします。

それでは委員さんに質問します。申請どおり公告してよいと思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第6号の内容説明をお願いします。

<事務局 議案第6号 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 1番については、196㎡と387㎡の畑2筆の貸借希望です。

議長 柳 説明が終わりました。

皆さんから何かありませんか。

あっせん委員は中村委員と井口委員の2名をお願いします。

続きまして、2番の説明をお願いします。

事務局 野口 2番については、847㎡の畑の売買希望です。買い手は決まっています。

議長 柳 説明が終わりました。

皆さんから何かありませんか。

あっせん委員は、白石委員と井口委員の2名をお願いします。

続きまして、報告第1号の説明をお願いします。

<事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明>

議長 柳 以上のように解約がっておりますので、担当委員はそれぞれ確認をお願いします。

それでは報告第2号の内容説明をお願いします。

<事務局 報告第2号 和解の仲介結果について説明>

事務局 野口 12月15日に申立人と被申立人から仲介委員（黒岩委員、手嶋委員）と推進委員（棚町委員、今村委員）と事務局でそれぞれ現地での聞き取りを実施いたしました。聞き取り後に和解案の作成をし、12月21日に和解案の提案をする予定でしたが、被申立人の方の都合がどうしてもつかないということで、12月17日に被申立人の自宅を訪問し、事務局から和解案の説明を行いました。和解案の内容としましては、「①被申立人は、用水の滞留の防止に努めるなど本件紛争に係る農地に隣接する自己所有の農地を適切に利用し、今後も本件農地の被害防除に協力する。②申立人は、越境している樹木や雑草の伐採に努めるなど本件農地を適切に管理し、相手方農地の利用に支障が出ないように努める。③当事者双方は、今後互いの農地利用にあたり問題が生じた場合には、誠意をもって協議に応じるものとする。」被申立人の方は承諾されて署名・押印をいただいております。12月21日に申立人に仲介委員（黒岩委員、手嶋委員、中原委員）と推進委員（今村委員）と事務局で和解案の提案をしましたが、了承できないということでした。そこで和解不成立となり仲介は打ち切られることとなりました。

議長 柳 それではこれで全ての議事の審議を終わります。